

新型コロナウイルス感染症患者の発生に係る 保育施設・学校等の臨時休園・休業措置中の 対応について（お願い）

当センターご利用に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の場合は、**事前にご相談**くださいますようお願いいたします。

利用者様や同居のご家族の通園・通学している保育施設、幼稚園、学校等において、新型コロナウイルス陽性者が確認され、濃厚接触者等の調査などを行うため、臨時休園・臨時休業となっている場合

相談先

光町:082-263-0683

北部:082-814-5801

西部:082-943-6831

施設利用については、各施設へ

令和2年12月25日

広島市こども療育センター所長